

熊本市排水設備指定工事店に係る指定の取消しについて

1 指定の取消しを受けた排水設備指定工事店

指定番号 43

所在地 熊本市東区戸島7丁目11-8

業者名 第一マルキガス株式会社

2 指定の取消し日

令和7年（2025年）8月15日

3 事実の概要

（違反1：無届工事）

指定工事店の遵守事項として、熊本市下水道条例施行規程第10条第2項の規定により、事前に上下水道局へ申請書を提出し、その内容の確認を受けなければならない。第一マルキガス株式会社は、このことを認識しながら、17件の現場において未提出のまま着手した。

（違反2：工事完了届の遅延（未提出））

工事を完了した際は、熊本市下水道条例第6条第1項の規定により、5日以内に完了届を上下水道局へ提出しなければならない。第一マルキガス株式会社は、このことを認識しながら、正当な理由なく132件の現場において提出していない。完了届の未提出は完了検査の未実施となり、申請者の不利益に繋がることも認識していた。このことにより、上下水道局から度重なる指導や警告を受けたにもかかわらず、法人という組織として長期に渡り問題の解決を図っていない。

4 指定の取消しの理由

上記事実により、「熊本市下水道条例施行規程第14条第2項」及び「熊本市排水設備指定工事店の処分に関する要綱第3条第1項」に記載する重過失に該当するため。

5 指定の取消し条例等

熊本市下水道条例施行規程（抜粋）

（指定の取消し又は停止）

第 14 条 管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、その被指定者に係る指定工事店の指定を取り消すものとする。

(1) 被指定者から前条第 1 項の規定による届出があったとき。

(2) 前号に該当する場合を除き、被指定者が第 7 条第 1 項各号に掲げる要件を欠くに至ったとき。

2 管理者は、被指定者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該被指定者に係る指定工事店の指定を取り消し、又は 6 月を超えない範囲内において当該指定の効力を停止させることができる。

(1) 条例又はこの規程に違反したとき。

(2) 排水設備工事の施工に関し不誠実な行為があるなど、指定工事店としてふさわしくないと管理者が認めたとき。

熊本市排水設備指定工事店の処分に関する要綱（抜粋）

（指定の取消し）

第 3 条 管理者は、指定工事店の行為が別表の処分要件の欄の各項のいずれかに該当し、かつ、当該行為が故意若しくは悪質又は重過失によるものと認めたときは、前条の規定にかかわらず、指定の取消しを行うものとする。

【問い合わせ先】

熊本市上下水道局 総務部 給排水設備課 排水設備班

電話 096-383-1153